

預かり保育料の請求方法について

★ご注意ください★

請求には、『領収書』と『特定子ども・子育て支援提供証明書』
(または『領収書兼特定子ども子育て支援提供証明書』)が必要です。
請求書の請求者名は、提供証明書の保護者名と一致させてください。

請求が必要な方

施設等利用給付2・3号認定(新2・3号認定)を受けた児童の保護者

提出締切

令和6年 7月12日(金) : 令和6年4月～6月利用分

令和6年 10月11日(金) : 令和6年7月～9月利用分

※上記以降の請求も可能ですが、原則として上記締切内にご請求ください。
なお、請求可能な時効は2年です。

提出先

お通りの幼稚園・認定こども園

※卒園又は退園された場合や請求が間に合わなかった場合は、その都度、
相模原市役所保育課へ直接提出してください。

必要書類

(1) 請求書(原則として3か月分を1枚の請求書で請求)

※園から受け取るか、相模原市ホームページからダウンロードしてください。
URL : <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/1018656/1017964.html>

(2) 通帳のコピー等(初回請求時または振込先口座の変更時)

※可能な限り横浜銀行の口座をご指定いただきますようお願いいたします。

(3) 『領収書』と『特定子ども・子育て支援提供証明書』(請求月分)

※『領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書』は1枚で『領収書』と
『提供証明書』を兼ねている書類です。

請求可能な金額

施設等利用給付2・3号認定（新2・3号認定）を受けた期間内に利用した預かり保育の料金については、下記の算出方法で計算した金額となります。

※右上に「相模原市」の記載がある『提供証明書』であれば、ご自身で計算されなくても、「無償化対象金額（b）」が計算結果となります。

【3～5歳児クラスの園児】

$450円 \times \text{利用日数（上限11,300円/月）}$ と
実際のお支払額を比較して、低い方の金額

【満3歳の園児（市民税非課税世帯）】

$450円 \times \text{利用日数（上限16,300円/月）}$ と
実際のお支払額を比較して、低い方の金額

（算定イメージ）

預かり保育料 (A)	利用日数 (B)	上限額 (B)×450円=(C)	無償化対象金額 (A)と(C)の低い方=(D)	保護者の実質負担額 (A)-(D)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

<月額契約について>

Q：預かり保育料が月額9,000円で20日間利用できる契約です。

実際には10日間利用をしていますが、請求可能な金額は450円×20日で9,000円で良いですか。

A：『450円×実際に利用した日』で算出した金額と、園に支払った金額(9,000円)を比較して低い方の金額になりますので、今回は『450円×10日=4,500円』が請求可能金額となります。

<施設の併用利用について>

Q：幼稚園に在籍していますが、認可外保育施設も利用しています。

認可外保育施設の利用分は無償化の対象ですか。

A：原則として、幼稚園・認定こども園に在籍している場合、認可外保育施設の利用分は無償化の対象外です。ただし、園の預かり保育が一定基準以上（平日8時間、年間200日以上）を実施していない園に在園の場合、認可外保育施設等の利用料を含めて上限の範囲内で無償化の対象となります。

お振込み

請求月から2か月以内

※通帳には、「ホイクカキユウフヒ」（保育課給付費）と印字されます。

問い合わせ先

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所 保育課 教育・保育推進班（市役所本館4階）

電話 042-769-8341（直通）